

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会広報紙「福祉きさらづ」広告掲載要領

（目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人木更津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙に掲載する広告の取り扱いを定め、福祉関連情報の適切な提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 広報紙に広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- （1）法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの。
- （2）公の秩序もしくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- （3）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に関するもの。
- （4）青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの。
- （5）誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの。
- （6）その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの。

（広告の規格及び掲載料金）

第3条 広告の規格及び掲載料金は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|----------------|---------|
| （1）1区画 | 縦4cm×横5.5cm | 11,000円 |
| （2）2区画 | 縦4cm×横11.2cm | 20,000円 |
| （3）4区画 | 縦8.2cm×横11.2cm | 37,000円 |

（広告の掲載位置及び掲載数）

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、次のとおりとする。

- （1）掲載位置は、広報紙2ページ・3ページの下段とし、会長が決定する。
- （2）掲載数は、1号あたり16区画を超えない数とする。

（広告掲載の募集）

第5条 広報紙およびホームページ等を通じて、広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

（広告掲載の申込）

第6条 申請者は、広報紙広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に紙又はデジタルデータにより広告原稿を添えて、掲載希望発行日の1月前までに会長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 申請者が掲載数を越えた場合は、先着順とする。

(広告掲載料の支払い)

第8条 申請者は会長の指定する日までに、請求通知により広告掲載料を支払うものとする。

(申請者の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(広告掲載の決定の取り消し)

第10条 会長が、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告掲載料が支払われなかったときは、当該掲載の決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、広告掲載取消書（様式第3号）により、その結果を申請者に通知する。

(広告掲載料金の還付)

第11条 広告掲載料は原則として還付しない。

ただし、本会の責めに帰すべき事由による場合は、還付することができる。

(免責事項)

第12条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議しこれを定める。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する。(全部改正)

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。(一部改正 第 3 条・第 4 条)